

一、被服ニ関スル件 (工務課一般)

通服、郊外吾社ニ於テ其ノ例ヲ見ズ、仍而支給セズ

作業服 現行ノ通トシ地質ヲ要齊ニ改ム

外套 現行ノ通トス

一、床具ニ関スル件

各係ニ於テ手入時期ヲ定メ精承スルモノトシ、其由出ニヨリ一年一回相若手入改善スルモノトス

一、夜更勤務ニ関スル件

現在ノ派日勤務制ヲ昼夜勤務制ニ改メ昼勤十時間ニ対シ一人、夜勤十時間

(内約四時間、睡眠時間)ニ対シ一人五歩トシ七日間ニ昼夜交替ヲ行ハシム

日ノ昼勤者、其夜勤ヲモ免スモノトシ之ニ対シ一人五歩ヲ増給シ(昼勤ヨリ

通算レテ二人五歩トス)

前夜勤者ニ八公休ヲ與フ

但シ夜勤者ニハ夜前ノ通算者概金三十歩ヲ支給スルモノトス

希 望 條 件

一、慰安會ニ関スル件

当會社従業員一般ニ對シ年一回借シ其方法ニ付テハ、**東京會社**トモ協議ノ上之

ヲ望ムルモノトス

以上從來ノ規定中ノ一部條項ノ変更ニ付テ其ノ概観

セザル從來ノ條項ハ凡テ効力ヲ有スルモノニシテ本

変更規定実施ニ関シテハ施行細則ノ制定其他準備ヲ

要スルニヨリ來ル七月二十一日ヨリ実施ノ豫定ナリ

右當會社従業員ニ對スル從來存スル規定ノ一部條項ノ

変更ヲ決定シ茲ニ之ヲ發表ス